

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業(既存の特別養護老人ホーム等の ユニット化改修等支援事業)補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の対象経費及び補助金の交付限度額は、別表のとおりとする。

(補助対象外費用)

第3条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 既に実施している事業に要する費用
- (2) 他の国庫負担（補助）制度又は県負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
- (3) 土地の買収又は整地に要する費用
- (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (5) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (6) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助額の算定方法)

第4条 別表第 2 欄に定める区分ごとに第 3 欄に定める補助単価に第 4 欄に定める単位の数に乗じて得た額の合計額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を補助額とする。ただし補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付要綱第 3 条に定める地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書は、様式 1 のとおりとする。

(交付の決定及び通知)

第5条の2 補助金の交付の申請があったときは、補助金交付要綱第3条の2により当該申請書を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第6条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

1 市町村又は民間事業者が補助事業を実施する場合には、次に掲げる事項を条件として付する。

(1) 補助事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

ウ 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任している者

(イ) 暴力団員が実質的に運営している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(2) 事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、沖縄県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

(3) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

(5) 補助金等が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。

(6) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、沖縄県知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 沖縄県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (11) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式2により速やかに報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
- (12) 補助事業を行う者が(1)から(11)までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
- 2 市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、市町村に対し、次に掲げる事項を条件として付する。
- (1) 市町村補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、沖縄

県知事の承認を受けなければならない。

- (2) 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合は、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助金等が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対して、市町村が補助金を交付する場合には、次に定める条件を付さなければならない。
 - ア 市町村補助対象事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (ロ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者
 - (ハ) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - a 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
 - b 暴力団員が実質的に運営している者
 - c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - d 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - e 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
 - イ 市町村補助対象事業者が市町村補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
 - ウ 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
 - エ 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を

受けなければならない。

オ 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

カ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

キ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ケ 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

コ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に速やかに市町村長に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

サ 市町村補助対象事業を行う者がアからコまでにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(6) (5)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ沖縄県知事の承認又は指示を受けなければならない。

(7) (5)のキにより市町村補助対象事業から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(8) (5)のサにより市町村補助対象事業から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(補助金の変更承認)

第7条 補助金交付要綱第4条に定める、補助金変更承認申請書は様式3のとおりとし、事業中止（廃止）承認申請書は様式4のとおりとする。

（補助事業の事前着手）

第8条 補助金交付要綱第5条第2号に定める交付決定前着手承認申請書は様式5のとおりとする。

（状況報告）

第9条 補助金交付要綱第6条に定める状況報告は次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 補助事業者は、補助対象事業に係る工事の着手があったときは、様式6により工事に着手した日から10日以内に沖縄県知事に報告するものとする。
- (2) 補助事業者は、毎年度12月末日現在の補助対象事業に係る進捗状況を、翌年1月末日までに様式7により沖縄県知事に報告するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金交付要綱第7条に定める事業実績報告は様式8のとおりとする。

（補助金の概算払）

第11条 補助金交付要綱第8条に定める補助金概算払申請書は様式9のとおりとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成27年4月1日から開始する既存事業については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 9 月 5 日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成 30 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 9 月 24 日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成 31 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条に基づく都道府県計画において、事業の期間を令和 3 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条に基づく都道府県計画において、事業の期間を令和 5 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 11 月 6 日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条に基づく都道府県計画において、事業の期間を令和 6 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 補助単価

1 補助対象事業	2 区 分	3 補助単価	4 単 位	5 対象経費
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	「個室 → ユニット化」改修	1,410千円	整備床数	
	「多床室 → ユニット化」改修	2,820千円		
	ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修			
介護施設等の看取り環境の整備				
	・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,130千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）。

注）沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島等に所在する場合は、第3欄に定める補助単価に0.08を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て。）を加算する。